

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産の所有権の移転の登記に係る公告を求める申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

美咲町長 青野 高



記

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：宮山東分自治会

区域：久米郡美咲町宮山411番地から宮山530番地6まで、宮山533番地、宮山541番地から宮山553番地まで、宮山554番地1、宮山556番地1、宮山556番地3、宮山556番地4、宮山556番地6、宮山894番地から宮山898番地4まで、宮山906番地から宮山983番地2まで、宮山1143番地、宮山2065番地から宮山2135まで

主たる事務所の所在地：久米郡美咲町宮山940番地2

2 申請不動産に関する事項

・土地

地目	面積	所在地
山林	338㎡	久米郡美咲町宮山字塚の岨957番1

・表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 西山 幸男

住 所 久米郡美咲町（柵原町）宮山469番地1

3 公告期間 令和4年6月16日から令和4年9月16日まで

4 申請事項に異議を述べることができる者

申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人若しくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者

5 異議を述べる方法

美咲町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書及び関係書類を美咲町地域みらい課に提出することによる。